

令和5年度 市民税・県民税、所得税申告相談開催日程

昨年と会場が異なる地区があります。対象地区以外でも申告相談できますので都合の良い会場にお越しください。

【受付時間：午前9時～午後3時】

期日	曜日	会場	対象地区(参考)	混雑予想		
2月7日	火	中央公民館 〔「みらい」内〕 第1・2学習室	清水町、城西1～5丁目、城南	大混雑 ■■■■■		
8日	水		大字佐間、佐間1～3丁目	大混雑 ■■■■■		
9日	木		駒形1・2丁目、関根、渡柳、利田、藤間	混雑 ■■■■□		
14日	火		前谷、野	混雑 ■■■■□		
15日	水		小針、下忍、樋上	混雑 ■■■■□		
16日	木		堤根、下須戸、真名板	混雑 ■■■■□		
17日	金		大字埼玉	大混雑 ■■■■■		
19日	日		全地区対象	大混雑 ■■■■■		
21日	火		「行田グリーンアリーナ」 2階研修室	大字谷郷、斎条、皿尾、和田	大混雑 ■■■■■	
22日	水			上池守、下池守、中里、小見、白川戸	混雑 ■■■■□	
24日	金			谷郷1～3丁目	やや混み ■■■■□	
27日	月			若小玉、桜町1～3丁目、富士見町1・2丁目	やや混み ■■■■□	
28日	火			荒木	混雑 ■■■■□	
3月1日	水			総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室	須加、酒巻、下中条	大混雑 ■■■■■
2日	木				犬塚、馬見塚、中江袋、北河原	混雑 ■■■■□
3日	金				南河原	混雑 ■■■■□
8日	水			商工センター	押上町、棚田町1～3丁目、忍1・2丁目、大字忍、栄町、緑町	大混雑 ■■■■■
9日	木				中央、西新町、持田1～3丁目	混雑 ■■■■□
10日	金		持田4・5丁目、藤原町1～3丁目、旭町、向町、本丸		やや混み ■■■■□	
13日	月	門井町1～3丁目、大字長野	混雑 ■■■■□			
14日	火	矢場1・2丁目、長野1～5丁目、行田、小敷田	混雑 ■■■■□			
15日	水	大字持田、天満、宮本、壱里山町、深水町	大混雑 ■■■■■			

※受付開始～午前中は混み合います。時間には余裕をもってお越しください。

受け付けできない申告

次のような申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署にご相談ください。

- ・消費税や贈与税に関する申告
- ・配当所得・一時所得に関する申告
- ・株式や土地の譲渡に関する申告(収用を含む)
- ・繰越損失に関する申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・住宅ローン控除に関する初年度申告
- ・予定納税のある申告
- ・過去(令和3年分以前)の申告
- ・亡くなられた方の申告
- ・国外居住親族に係る各種控除を受けようとする方の申告

※上記以外の申告でも、内容によっては税務署にご案内する場合があります。

所得税の確定申告をご自身でしてみませんか

「マイナンバーカード」をお持ちの方、または事前に「ID・パスワード方式の届け出」が済んでいる方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などでパソコン、スマートフォンから確定申告を行うことができます。

また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

混雑する申告会場に出向くことなく確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

《確定申告書作成コーナー》 《動画で見る確定申告》



確定申告 検索



動画で見る確定申告 検索

令和5年度 市民税・県民税、所得税 申告相談

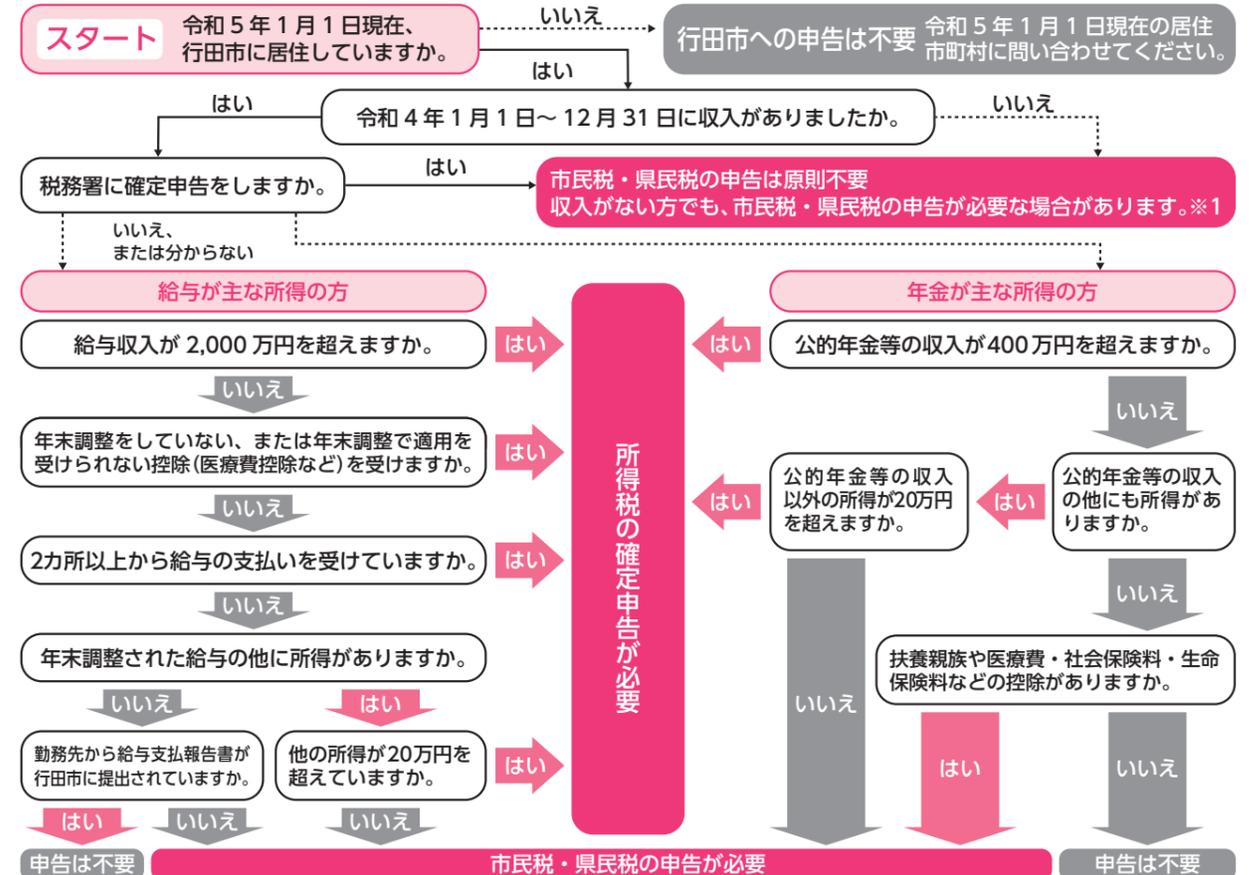
市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。

申告相談期間は
2月7日(火)～3月15日(水)

4つのお願い

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場される際は、マスクを着用してください。また、入場の際に検温を実施し、発熱(37.5℃以上)などの症状がある方は、原則として入場をお断りします。
2. 税務署から送付された確定申告に関する書類がある方は、その書類(「確定申告のお知らせ」はがきや確定申告書類など)を必ずお持ちください。
3. 例年、税務署で申告相談をされている方は、後日のトラブルを避けるため、引き続き税務署での申告をお願いします。
4. 申告相談実施期間中は、市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていませんので、各会場へお越しください。

市民税・県民税の申告が必要な方



※確定申告が不要な方でも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。
※1 所得のない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険などの各種手続きで申告が必要な方や税証明書が必要な方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

申告会場に行く前に

- 事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方は、収入と経費を計算した収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。
- ※収支内訳書・医療費控除の明細書が完成していないと申告相談を受けられません。
- ▶所得税の確定申告についての問い合わせ 行田税務署 ☎ 556-2121(代表)
- ▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ 同課市民税グループ(内線231)

混雑状況を確認

市ホームページに当日の混雑状況をリアルタイムで掲載しますので、申告会場へ来場する際の参考にしてください。



お持ちいただくもの

- ① 収支計算の分かる書類(事業・不動産収入)
- ② 源泉徴収票(原本) ※会社などにお勤めの方や、公的年金等を受給されている方
- ③ 各種控除証明書(生命保険料控除証明書、寄附金受領証など)
- ④ 医療費控除の明細書
- ⑤ その他必要な証明書類
- ⑥ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ⑦ マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑧ 口座番号が分かるもの(税金の還付がある場合)
- ⑨ 税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきや確定申告書類(お持ちの方)
- ⑩ 室内履き(行田グリーンアリーナの場合)

行田税務署から令和5年度(令和4年分)の確定申告のお知らせ

行田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を同税務署1階事務室に開設します。期間は土・日曜日、祝日を除いた1月23日(月)から3月15日(水)までです。還付申告相談は1月4日(水)から受け付けています。

▶相談受付 午前8時30分～午後4時(午前9時から相談開始)

※確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。

▶閉庁日の相談 2月19日(日)・26日(日)に限り、熊谷税務署(熊谷市仲町41)で申告相談を行います。行田税務署での業務は行っていませんのでご注意ください。

注意事項

- ・スマートフォンをお持ちの方は、原則スマートフォンを利用して申告書の作成を行います。
- ・午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ・来場の際は感染予防対策の徹底をお願いします。咳・発熱などの症状がある方は入場をお断りします。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎ 556-2121(代表)

国税庁LINE公式アカウント

